

# 藤田議員の一般質問



## 米原市民報

日本共産党米原市議員  
山脇正孝 Tel.52-1093  
日本共産党米原市議員  
藤田正雄 Tel.55-1527

# シルバー、農業者、事業者も大打撃

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

今回の6月7日定例会での藤田議員の一般質問の概要と市当局の回答を報告します。テーマはインボイス問題です。山脇議員の「学校図書館への新聞配置問題」および藤田議員の「山東幼稚園の存続問題」の一般質問は次号以降で報告します。

### 最大で2000万円の負担増

Q、シルバー人材センターの事業への是非と影響額について

A、シルバー人材センターの会員の皆さんは、インボイス制度が導入されても、原則今までどおり消費税の納税義務はありませんが、センターは消費税免税対象となる会員の皆さんとの取引で、その消費税の仕入税額控除が認められなくなるため、その分の納税義務が生じることになります。

米原市のシルバー人材センターにおいて、会員の皆さんが受け取られる配分金は、毎年約2億円程度とお聞きしています。そのため、影響額としましては、令和5年10月からの3年間は80%の控除が適用されるため約400万円、令和8年10月からの3年間は50%で約1,000万円、経過措置が終了する令和11年10月からは約2,000万円の影響があるものと試算しています。

市としましても、シルバー人材センターが自立を維持し持続可能な運営となるため、特例措置を設けることや、インボイス制度の適用除外にするなど国に対して働き掛けていく必要があると考えています。

### 農業者インボイス準備

Q、農業者の現状と市内農業者への影響の把握について

A、インボイス制度導入後における影響ですが、農業者と販売先が共に免税事業者である場合や、消費者への直接販売である場合は、従来の取引と変わらないものと認識しています。

一方、販売先が課税事業者である農産物直売所や民間事業者などの場合は、免税事業者はインボイスを交付できないため、課税事業者から取引条件の変更を求められる懸念がありますが、農業協同組合や卸売市場などに委託し、販売する場合は、委託先が発行するインボイスにより、課税事業者が仕入れ税額の控除をできるとい制度もあります。

### 準備は進んでいない

Q、市内事業者のインボイス導入に伴う影響について

A、日本商工会議所が調査された結果、6割の事業者が特段の準備をしていない状況であり、特に、「売上高1千万円以下の事業者」では7割超と、小規模な事業者ほど準備が進んでいない結果となっております。

、制度導入に伴い、経理事務やインボイス発行等にかかる事務負担が増えるのではないかと、あるいは、免税事業者が取引から排除されるのではないかとといった懸念の声も寄せられています。このため、国では、インボイス制度導入後においても、6年間は免税事業者からの仕入れについて、一定の仕入れ税額控除を認めるなど



の経過措置を定めています。

市では、令和2年度から市内事業者に対し、デジタル技術を活用した取組を支援しており、その中でインボイス制度への移行に伴うシステムの導入補助など、20件の支援を行いました。

### 事業者免税業者の取扱いは未定

Q、市事業への影響について

A、水道事業、下水道事業ともに、消費税確定申告事務は、会計システムで事務処理を行っていただきますので、インボイス登録業者を区別する機能を追加する予定でありません。次に、事務量の増加につきましては、インボイス登録業者の確認作業や会計システムに登録する事務処理などが増えるものと考えています。

また市事業でインボイスを発行できない免税事業者の取り扱いについては、現段階では、取り扱い方針の決定に至っていませんが、インボイスを発行できない免税事業者との取引は、公営企業の事業経営に影響を及ぼすものと考えていますので、早期に取り扱い方針を決定するよう進めてまいりたいと考えております。

※インボイスとは？  
○正式名称は「適格請求書等保存方式」です。  
○登録番号(13桁の番号)と課税業者の取引先(10桁の番号)を登録する必要があります。  
○消費税額を売上から引いた消費税額を請求書に示す必要はありません。  
○インボイスを受け取らなければ、消費税の仕入れ税額控除は受けられなくなります。  
○売上高1千万円以下は免税事業者です。5千万円以下は簡易課税制度が適用されます。  
○免税事業者が導入される可能性があり、課税事業者が免税事業者と取引する場合は、免税事業者から仕入れを受ける必要がなくなります。